

# 汚水処理施設共同整備事業

## 公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月

能 勢 町



## 目 次

1	本書の位置付け	1
2	事業概要	2
2.1	事業名	2
2.2	事業の目的	2
2.3	受託者の業務内容	2
2.4	費用の負担	2
2.5	事業期間（予定）	3
2.6	事業方式	3
2.7	施設の改造工事・運営	3
2.8	受託者の収入	3
2.8.1	改造工事に係る対価	3
2.8.2	運営管理業務に係る対価（委託料）	4
2.9	法令等の遵守	4
3	受託者募集等のスケジュール	5
4	公募型プロポーザル実施要領に関する説明会等の開催	6
5	応募に関する条件等	7
5.1	応募者の備えるべき参加資格要件	7
5.1.1	応募者の構成	7
5.1.2	応募者の参加資格要件	7
5.2	参加資格確認基準日	8
5.3	応募に関する留意事項	8
5.3.1	公正な競争の確保	8
5.3.2	公募型プロポーザル実施要領の承諾	8
5.3.3	費用負担	9
5.3.4	使用言語、単位等	9
5.3.5	提出書類の取扱い	9
5.3.6	その他	9
6	応募に関する手続き	10
6.1	公募型プロポーザル実施要領等に関する質問の提出	10
6.2	公募型プロポーザル実施要領等に関する質問への回答	10
6.3	参加資格確認書類の提出	10
6.4	参加資格確認結果の通知	11
6.5	提案書類の提出	11
6.6	参加の辞退	12
7	提案書の審査	13
7.1	委員会の設置	13

7.2	審査の内容	13
7.3	受託候補者の決定等	13
7.4	ヒアリングの実施	13
7.5	応募者が1者であった場合の取扱い	13
8	契約手続き等	14
8.1	契約内容の協議	14
8.2	基本契約	14
8.3	工事請負契約	14
8.4	業務委託契約	14
8.5	その他	14
8.5.1	契約保証金	14
8.5.2	業務の誠実な遂行	14

## 1 本書の位置付け

本書は、能勢町（以下、「町」という。）が、「汚水処理施設共同整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、これに応募しようとする者を対象に交付するもので、別添の以下の書類と一体をなすものである。

- (1) 募集概要
- (2) 様式集
- (3) 要求水準書（工事編）
- (4) 要求水準書（運営編）
- (5) 受託候補者決定基準
- (6) 基本契約書（案）
- (7) 工事請負契約書（案）
- (8) 運営管理業務委託契約書（案）

応募者は、公募型プロポーザル実施要領の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出するものとする。

## 2 事業概要

### 2.1 事業名

汚水処理施設共同整備事業

### 2.2 事業の目的

能勢町し尿処理施設(以下、「し尿処理施設」という。)は、し尿及び浄化槽汚泥(以下、「し尿等」という。)の適正かつ安定的な処理を行うため、これまで機器類の補修整備等を行ってきたところであるが、平成24年3月の供用開始後、令和5年度で12年目を迎えていることもあり、今後は各設備機器のオーバーホール等が必要となることから、高額な補修費の発生が予想されている。また、し尿処理施設へのし尿等搬入量は、人口減少や下水道の普及等により減少する傾向を示す一方で、下水道施設「能勢浄化センター」(以下、「浄化センター」という。)の受入能力には余裕が認められる。

以上のことから、町は、し尿処理施設の処理方式を下水道放流方式に改造することにより町内の生活排水処理の合理化を行い、維持管理費の節減を図るため、本事業を推進することとした。

受託者は、町が本事業を実施する目的を踏まえて、改造工事・運営管理に関するノウハウを発揮し、効率的かつコストの削減等を図りつつ適正な遂行による業務並びに成果を提供するものとする。

### 2.3 受託者の業務内容

受託者の業務の範囲は、次のとおりとする。具体的な内容については、「要求水準書」(工事編)及び(運営編)を参照のこと。

- (1) 能勢町し尿処理施設の改造(汚泥再生処理センターへのリニューアル)工事
- (2) 能勢町し尿処理施設及び能勢浄化センターの運営管理委託業務

### 2.4 費用の負担

運営管理委託業務に伴う必要な経費の分担は次のとおりとする。具体的な内容については、「要求水準書」を参照のこと。

#### 【能勢町し尿処理施設】

- (1) 町が負担する経費(本業務範囲外)
  - ① し尿等の搬入
  - ② 光熱費(電気、水道、下水道、ガス、軽油等)
  - ③ 通信費(町事務所分のみ)
  - ④ 外部委託費
- (2) 受託者が負担する経費
  - ① 運転管理経費
  - ② 第三者への委託が必要な費用

- ③ その他必要な経費（第三者への委託を可とする）
- ④ 用役費
- ⑤ 補修費等

#### 【浄化センター】

- (1) 町が負担する経費（本業務範囲外）
  - ① 光熱費（電気、水道、ガス、軽油等）
  - ② 潤滑油類費（補充および交換用のオイル）
  - ③ 特殊工具
  - ④ 通信費（町事務所分のみ）
  - ⑤ 外部委託費
  - ⑥ 補修費
- (2) 受託者が負担する経費
  - ① 運転管理経費等
  - ② 用役費
  - ③ 補修費（脱臭用活性炭材料費及び交換作業費）

### 2.5 事業期間（予定）

- (1) 事業期間は、契約締結日（令和 6 年（2024 年）3 月予定）から令和 22 年（2040 年）3 月 31 日までとする。
- (2) 改造工事期間は、上記期間のうち、契約締結日から令和 8 年（2026 年）2 月末までとする。
- (3) 運営管理委託期間は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 22 年（2040 年）3 月 31 日までとする。

### 2.6 事業方式

本事業は、本施設の設計（Design）、施工（Build）及び運営（Operate）を一括発注するDBO方式とする。

### 2.7 施設の改造工事・運営

し尿処理施設を受託者の設計・施工により改造し、町が改造中及び改造後のし尿処理施設と浄化センターの運営管理業務を受託者に包括委託することにより運営する。

### 2.8 受託者の収入

#### 2.8.1 改造工事に係る対価

- (1) 対価の支払い方法

町は、改造工事に係る対価について、受託者に支払う。なお、令和 5 年度及び令和

6年度の支払いはないものとし、令和7年度の支払いとする。

- (2) 物価変動等による改定  
工事請負契約による。

## 2.8.2 運営管理業務に係る対価（委託料）

- (1) 対価の支払い方法

委託料は、変動費（処理量等に応じて変動する費用）と固定費（処理量等の変動によらない固定費用）によって構成され、町は毎月の月報を承認後、請求を受けた日から30日以内に受託者に対して当該業務の委託料を支払う。変動費及び固定費の対象費用及び委託料算定等の詳細については「要求水準書」（運営編）を参照のこと。

・支払い回数

変動費：180回（15年間×年12回）

固定費：180回（15年間×年12回）

- (2) 委託料の改定

本業務期間における物価変動等、社会情勢の変動が生じた場合は委託料改定を行う。物価変動の判断に用いる指数としては、日本銀行調査統計局の国内企業物価指数、企業向けサービス価格指数等とし、各年度の協議時の指標と前回改定時の指標とを比較±1%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

物価変動の判断に用いる費目ごとの指数及び委託料改定の計算方法等の詳細については「要求水準書」（運営編）を参照のこと。

## 2.9 法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については「要求水準書」（工事編）及び（運営編）を参照のこと。



### 3 受託者募集等のスケジュール

受託者の募集及び選定スケジュールは、表1のとおりである。

表1 募集等のスケジュール（予定）

内容	日程
公募型プロポーザル実施要領等の公表	令和5年11月17日（金）
公募型プロポーザル実施要領等に関する質問受付	令和5年11月20日（月） ～令和5年11月29日（水）
公募型プロポーザル実施要領等に関する質問回答	令和5年12月1日（金）
参加資格確認書類の受付	令和5年11月20日（月） ～令和5年12月4日（月）
参加資格確認結果の通知	令和5年12月6日（水）
提案書類（技術提案書）の受付	令和5年12月8日（金） ～令和5年12月25日（月）
提案書類（見積書）の受付	令和5年12月8日（金） ～令和6年1月19日（金）
提案内容のヒアリング	令和6年1月下旬
受託候補者等の決定、通知及び公表	令和6年2月上旬
審査結果及び審査講評の公表	令和6年2月上旬
仮契約の締結	令和6年2月中旬
契約の締結（契約の議決）	令和6年3月議会承認後
事業開始	令和6年3月

#### 4 公募型プロポーザル実施要領に関する説明会等の開催

公募型プロポーザル実施要領に関して、説明会は開催しない。なお、改造工事を行うし尿処理施設及びし尿等処理水を受け入れる浄化センターの公開は、令和5年11月20日(月)～12月22日(金)まで随時行う。公開を希望する応募者は、電子メールにより、下記の期間に「事務局」宛に申込を行うこと。申込様式は任意とするが、希望する日時、およびその時間及び参加人数等を明記すること。

なお、公開時間は各日9時から17時までとし、既存施設の運営を妨げないように注意すること。

受付期間	令和5年11月17日(金)から 令和5年12月21日(木)17時到着分まで
------	--

## 5 応募に関する条件等

### 5.1 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の参加資格要件等は以下のとおりとする。

#### 5.1.1 応募者の構成

- (1) 応募者は、5.1.2 応募者等の参加資格要件を満たす 設計・ 施工業務、運営 ・ 維持管理業務を実施する単独企業又は複数の企業で構成されるグループとする。
- (2) 応募者の中から、5.1.2 の (1) 、 (2) 及び (3) のすべての要件を満たす 1 社を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (3) 応募者は、参加資格審査申請書提出時に、関係法令等に規定されている事項を確認するため、5.1.2 の(1)及び(6)に係る書類を提出するものとし、提案書類の提出時には、提案要素のある項目を確認するため、5.1.2 の(2)～(5)及び応募者が構成するメンバー（以下、「構成員」という。）等を明らかにする事業実施体制を提出すること。
- (4) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特段の事情があると町が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

#### 5.1.2 応募者の参加資格要件

応募者は、公募から契約締結までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

##### (1) 許可区分

- ①建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ②下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和 62 年建設省告示第 1348 号)に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。

##### (2) 施工実績

平成 21 年度以降において、地方公共団体が発注したし尿処理施設及び汚泥再生処理センターの建設工事(各省庁による交付金または補助金の交付対象となったもので、新設工事またはし尿処理施設のリニューアル工事)を元請として工事を完了した実績を 1 件以上有すること。

##### (3) 配置予定技術者(改造工事期間)

監理技術者を本工事に専任で 1 名以上配置できること。なお、配置する監理技術者については、以下の要件を全て満足していること。

- ①清掃施設工事について、建設業法第 7 条 2 号イまたはロまたはハに該当する者であること。
- ②清掃施設工事の監理技術者資格者証及び監理技術者修了証を有する者。

③応募者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

(恒常的な雇用関係とは、参加資格確認申請書の提出期限より前に3箇月以上の雇用期間を有することをいう)

(4) 配置予定技術者（運営維持管理期間）

以下の資格者（①と②の資格は1名での保有でも複数名での保有でも可とする）を専任で配置できること。なお、これら資格者は、応募グループ全体として配置可能であればよいものとする。また、配置予定技術者は、要求水準書（運営編）第1章第8節の総括責任者を兼ねることができるものとする。

①廃棄物処理施設技術管理者（能勢町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第17号）に規定する資格を有すること）

②下水道法施行令第15条の3に定める資格者

(5) 運転管理等業務実績

平成21年度以降において、地方公共団体が発注した汚泥再生処理センター（し尿処理施設含む）及び下水道施設の運転管理等業務（グループ企業の実績も可とする）の実績（継続して履行中の業務を含む）があるもの。

(6) その他

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②令和5・6年度能勢町入札参加資格登録名簿に掲載されている者であること。

③会社更生法（昭和27年法律第172号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者（競争入札参加資格再認定又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。）であること。

④不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。

⑤国、大阪府から指名停止措置を受けていない者であること。

⑥その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。

## 5.2 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書（様式1-1）の提出締切日（令和5年12月4日（月））とする。ただし、参加資格確認後、仮契約の締結までの間に、応募者が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、その時点で失格とする。

## 5.3 応募に関する留意事項

### 5.3.1 公正な競争の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

### 5.3.2 公募型プロポーザル実施要領の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、公募型プロポーザル実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

### 5.3.3 費用負担

応募から契約締結に至る手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担により行う。

### 5.3.4 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は、日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 5.3.5 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、公表その他町が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、町は応募者の許可を得てこれを無償で使用することができる。

#### (2) 提出書類の公開

応募者からの提出書類は、必要に応じて公開する場合がある。

#### (3) 提出書類の返却

応募者からの提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

#### (4) 提出書類の変更

提出締切日以降の提出書類の修正、差し替え及び再提出は、町が指示した場合を除き原則として認めない。

#### (5) 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした応募は、無効とする。

### 5.3.6 その他

町は、公募型プロポーザル実施要領に定めるもののほか、受託者の募集及び選定に関して必要な事項が生じた場合には、町の電子メールを通じて応募者に通知する。また、募集開始以降、公募型プロポーザル実施要領を補完又は修正する追加資料を町が電子メールにて公表した場合は、当該追加資料が公募型プロポーザル実施要領の記載内容に優先するものとする。

## 6 応募に関する手続き

### 6.1 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問の提出

公募型プロポーザル実施要領のほか、公告において開示した公募型プロポーザルに関する資料について質問がある場合は、公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書（様式1-4）に記入の上、「事務局」宛てに電子メールにより、以下の期間内に提出すること。これら以外の方法による質問は一切受け付けない。質問の受付期限は以下のとおりとするが、改造工事見積書に関する質問については令和6年1月4日（木）17時到着分まで受け付ける。

なお、提出者は電話による着信確認を行うこと。

受付期間	令和5年11月20日（月）から 令和5年11月29日（水）17時到着分まで
------	--

### 6.2 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問への回答

公募型プロポーザル実施要領等に関する質問への回答は、令和5年12月1日（金）に電子メールによりおこない、改造工事見積書に関する質問への回答は令和6年1月12日（金）までにおこなう。応募者からの質問のすべてを一律に回答することを原則とするが、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに書面により回答する場合がある。また、不当な混乱を招くことが危惧されると判断された質問については回答しない場合がある。

### 6.3 参加資格確認書類の提出

本事業に参加しようとする者は、表2に示す参加資格確認書類をまとめて2部、「事務局」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。

ただし、事業実施体制（様式1-2）、汚泥再生処理センター等建設工事の施工実績（様式1-3-1）、汚泥再生処理センター（し尿処理施設を含む）及び下水道施設の運転管理業務実績（様式1-3-2）、配置予定技術者（建設工事期間）の経歴（様式1-3-3）ならびに配置予定技術者（運転維持管理期間）（様式1-3-4）、その他参考資料（様式1-4及び1-5）の提出は、令和5年12月25日（月）までとする。

郵送	令和5年11月20日（月）から 令和5年12月4日（月）17時到着分まで
持参	令和5年11月20日（月）から 令和5年12月4日（月）17時到着分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで）

表 2 参加資格確認書類

提出書類		様式	提出日期限
参加表明書		様式 1-1	12月4日
事業実施体制		様式 1-2	12月25日
参加資格確認申請書		様式 1-3	12月4日
添付書類	会社概要・業務経歴書	—	12月4日
	登記簿謄本	—	12月4日
	納税証明書	—	12月4日
	建設業法 第 15 条の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可書（写し）	—	12月4日
	下水道処理施設維持管理登録規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録が確認できる書類	—	12月4日
	汚泥再生処理センター等建設工事の施工実績	様式 1-3-1	12月25日
	汚泥再生処理センター（し尿処理施設を含む）及び下水道施設の運転管理業務実績	様式 1-3-2	12月25日
	配置予定技術者（建設工事期間）の経歴	様式 1-3-3	12月25日
	配置予定技術者（建設工事期間）と所属する会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類	—	12月25日
	配置予定技術者（運営維持管理期間）の経歴	様式 1-3-4	12月25日
	その他参考資料（同種施設の施工実績）	様式 1-4	12月25日
	その他参考資料（同種施設の運転管理等業務実績）	様式 1-5	12月25日

#### 6.4 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、令和5年12月6日（水）までに、応募者に対して書面で通知する。この場合、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記する。

なお、12月25日までに提出された書類を確認した結果、5.1.2に記載の要件を満足しない場合は失格とする。

#### 6.5 提案書類の提出

参加資格を有すると確認された応募者は、別紙様式集に示す提案書類を作成し、「事務局」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に15部提出すること。

郵送	令和5年12月8日（金）から 技術提案書は、令和5年12月25日（月）17時到着分まで、 改造工事見積書は、令和6年1月19日（金）17時到着分までとする。
持参	令和5年12月8日（金）から 技術提案書は、令和5年12月25日（月）17時到着分まで 改造工事見積書は、令和6年1月19日（金）17時到着分までとする。 （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで）

## 6.6 参加の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式1-6）を「事務局」宛てに郵送又は持参により提出すること。なお、参加を辞退した応募者が、今後、町の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。



## 7 提案書の審査

### 7.1 委員会の設置

町は、提案書の審査を適正かつ公平に行うため、「汚水処理施設共同整備事業受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）」を設置している。

### 7.2 審査の内容

審査は、町による参加資格審査及び委員会による提案審査により実施する。詳細については「受託候補者決定基準」を参照のこと。

### 7.3 受託候補者の決定等

町は、委員会による提案審査の結果を踏まえ、受託候補者等を決定し、その結果を応募者に書面により通知するとともに、町のホームページで公表する。

また、提案審査結果は、委員会の審査講評と併せて町のホームページで公表（令和6年2月上旬予定）する。

### 7.4 ヒアリングの実施

委員会は、提案審査に当たって、提案内容の確認等のために、応募者に対してヒアリングを実施する。ヒアリング日時、場所等の詳細については、事前に応募者に通知する。

### 7.5 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合でも、「受託候補者決定基準」にしたがって審査を行い、技術評価点が60%以上の場合、受託候補者とする。

## 8 契約手続き等

### 8.1 契約内容の協議

町と受託候補者は、基本契約、工事請負契約、運営管理業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の協議を行うものである。

なお、受託候補者の決定から契約の締結までの期間において、受託候補者として選定されたものの提案価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときには、受託候補者との契約内容の協議を取りやめ、又は契約を締結せず、次点候補者との契約協議を行う。

### 8.2 基本契約

町と契約内容の協議が整った応募者は、本事業の基本的な事項に関する基本契約の仮契約を締結する。仮契約は、町が工事請負契約について議会の議決を経たときに正式契約となる。

### 8.3 工事請負契約

町と契約内容の協議が整った応募者は、本施設の改造工事に関する工事請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

### 8.4 業務委託契約

町と契約内容の協議が整った応募者は、工事請負契約の正式契約成立後、速やかに本施設の運営管理業務の委託契約を締結する。

### 8.5 その他

#### 8.5.1 契約保証金

受託者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に町に納付すること。ただし、町が納付の必要がない契約と判断した場合はこの限りではない。詳細は「工事請負契約書（案）」及び「運営管理業務委託契約書（案）」を参照すること。

#### 8.5.2 業務の誠実な遂行

受託者は以下のペナルティを受けることのないよう、本運営業務委託を誠実に遂行すること。

(1) 町による業務遂行状況のモニタリングにより、要求水準及び契約条項等を満たして

いないと町が判断し、是正勧告を行っても改善が認められない場合は、契約書の条項に従い、委託料の減額や契約の解除を行う。

- (2) 受託者の責めに帰すべき事由により、本運營業務委託を解除された場合において、第2期以降の本事業の公募型プロポーザルに当該受託者が応募した場合、当該受託者の技術評価点について、一定割合の減点を行う。

事務局

能勢町産業建設部 地域整備課

し尿処理施設担当

〒563-0355 大阪府豊能郡能勢町下田119-31

TEL 072-731-3089

FAX 072-734-3866

E-mail [noseclean@town.nose.osaka.jp](mailto:noseclean@town.nose.osaka.jp)

担当 垣内、川上